

平成28年10月17日

綾瀬市長 古塩 政由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会

会長 永山 茂樹



綾瀬市公園防犯カメラの運用事務に係る本人以外からの収集及び本人通知の省略について（答申）

平成28年9月12日付けで、諮問のあった本人以外からの収集及び本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

なお、防犯カメラの運用開始に当たっては、綾瀬市の都市公園内における防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（案）の防犯カメラの設置場所等の規定について、文言整理をすることを附帯条件とします。

2 諮問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければなりません。同項第5号にその例外として本人以外から収集することが認められることを定める規定があり、本件について、本人以外から収集が認められるか否かを確認するため、また、同条第4項ただし書の規定により、本人以外からの収集を行った際の本人への通知が必要か否かを確認するため、審査会に諮問されたものです。

3 実施機関の主張（本人以外から収集する理由及び必要性並びに本人通知を省略する理由）

公園内における市民の安全を確保する手段のひとつとして、犯罪行為の抑止効果が期待できる防犯カメラを設置します。公園防犯カメラは、公園内の支柱等に共架し、公園を利用する不特定多数の者の画像情報を頭上から撮影するものであり、そ

の性質上、画像情報を本人から収集することは困難であることから、本人以外から個人情報を収集するものであります。また、撮影される者は大量となり、個別に連絡先を把握することは困難であり、かつ、撮影について本人が通知を受けても選択する余地がないことから、類型答申3に該当するため、本人への通知も省略したいと考えます。

4 審査会の判断

本件事務は、実施機関が主張するとおり、犯罪の抑止効果が期待できる正当な目的のためのものであることが認められます。

個人情報は、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項に規定するように、本人から収集すべきものですが、本件における個人情報である画像情報は、実施機関が主張するように、その性質上撮影される者本人から収集することは困難です。また、その取扱いについても、撮影した画像情報は7日以内に上書きされ更新されること、外部への提供を綾瀬市個人情報保護条例で認める場合に限定していること、画像を取り扱うことができる者の数を最小限としていること等の配慮をされており、撮影される者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを確認したので、本件において個人情報を本人以外から収集することを認めます。

また、撮影される者が大量であり、かつ撮影されることについて通知を受けたとしても本人に選択する余地がない状況であるため、本人への通知を省略することも認めます。

、以上のことから、審査会として1の結論に至りました。